

移動等円滑化取組計画書

2021年6月30日

住 所 大阪市西区九条南1丁目12番62号  
事業者名 大阪市高速電気軌道株式会社  
代表者名 代表取締役社長 河井 英明

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

・ 可動式ホーム柵

鉄道利用における安全・安心の向上のため、可動式ホーム柵を御堂筋線に2021年度まで、中央線に2024年度まで、残る谷町線・四つ橋線・堺筋線に2025年度までに設置し、可動式ホーム柵設置率を100%とする。

・ エレベーター

エレベーターについて、2010年度に全駅において1ルート整備を完成しており、2013年度には自社線内の乗換ルートの整備も完了している。

現在は既存のバリアフリールートでは出入口から移動距離が長く、幹線道路の横断が必要となるなどの一定の条件の駅及び他鉄道への乗換ルートの19駅でエレベーター整備を2025年までに行う。

・ 車両

次のとおり新造車両の導入により案内表示・音響・段差等の移動円滑化を図る。

御堂筋線：2022年度までに半数以上で導入する。

谷町線：2025年度までに半数以上で導入する。

中央線：2025年度までに全車両で導入する。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

・ 可動式ホーム柵整備までの期間において、視覚障がい者の方へのお声掛け・誘導をはじめ見守り体制強化を行う。

・ 可動式ホーム柵整備に合わせてホーム端部をスロープ状にかさ上げし、楕状ゴムを設置することで車両とホームの段差・隙間の縮小を図り、車いす利用者やベビーカー利用者などの乗降時の負担を軽減することで旅客支援を行う。

## II 移動等円滑化に関する措置

### ① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
可動式ホーム柵の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 御堂筋線の全駅に設置する。(～2021年度)</li> <li>・ 四つ橋線西梅田駅 (～2021年度)</li> <li>・ 四つ橋線大国町駅 (～2021年度)</li> <li>・ 堺筋線の全駅に設置する。(～2022年度)</li> </ul>
エレベーターの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 堺筋線天神橋筋六丁目駅 (～2021年度)</li> <li>・ 御堂筋線動物園前駅 (～2021年度)</li> <li>・ 四つ橋線住之江公園駅 (～2021年度)</li> <li>・ 千日前線桜川駅 (～2021年度)</li> <li>・ 堺筋線堺筋本町駅 (～2021年度)</li> <li>・ 中央線堺筋本町駅 (～2022年度)</li> </ul>
新型車両の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 御堂筋線3列車 (2021年度)</li> </ul>

### ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障がいをお持ちのお客さまへの円滑なサポート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚に障がいのあるお客さまをお見かけした場合は、お声掛けし介助を行う。また、介助を固辞された場合でも可能な限り降車駅を確認し、見守りを行う。</li> <li>・ 各改札口及び定期券発売所等、すべての窓口にコミュニケーションボードを設置するとともに、耳マークを掲出し、聴覚に障害をお持ちのお客さまへスムーズにご利用いただけるよう、ご案内を行う。</li> <li>・ 車いすご利用のお客さま等に安心してご利用いただくよう、スロープ板を使用し列車乗降の介助を行う。</li> <li>・ 全てのお客さまに安心してご利用いただけるよう、全駅係員のサービス介助士資格の100%取得を推進する。</li> </ul>

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ホームでの見守り体制強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚障がい者の方へのお声掛け・誘導をはじめ I P 無線機等を用いた見守り体制強化を行う。</li> </ul>
乗務員の見守り体制強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乗務員は白杖を所持しているお客さまが単独で行動をされていることを確認した場合は、輸送指令所へ報告し駅スタッフに連携する。</li> </ul>

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車内案内表示器によるリアルタイムなバリアフリー情報等の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型車両の導入により車内案内表示器を液晶方式とし文字だけでなく、図による駅情報を提供する。</li> </ul>

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
サービス介助士資格取得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい者の方への介助技術向上のために全駅係員のサービス介助士資格の取得を行う。(2019～2025 年度)</li> </ul>

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ホームページへのバリアフリー情報の掲載	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駅構内図 (バリアフリー経路)・乗車位置案内 (車いすスペース、エレベーター位置など) を掲載している。</li> </ul>
YouTube での取り組みの発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 可動式ホーム柵の設置や段差隙間解消の取り組みを紹介している。</li> <li>・ 視覚に障がいのある方への積極的なお声掛け及び介助方法</li> </ul>

駅構内での啓発活動	<p>について、参考映像を配信し啓発している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ポスター・サービス情報表示器・駅構内自動放送により、障がいをお持ちのお客さま・手助けが必要なお客さまへの共助の呼びかけを実施している。</li> </ul>
車内での優先席に関する啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>車内自動放送にて、優先的に利用できるお客さまを案内している。</li> </ul>

### III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議、堺市バリアフリー化検討委員会及び吹田市バリアフリー懇談会に当社も参加しており、必要な協力を行う。

### IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変更内容	理由
エレベーターの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>堺筋線天神橋筋六丁目駅について、計画対象期間を（～2020年度）から（～2021年度）に変更する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事の進捗状況から工程の見直しを行ったため。</li> </ul>
コンシェルジュの配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルスの影響により2020年度末をもって廃止したため。</li> </ul>
サービス介助士資格取得	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画対象期間を（2019～2021年度）から（2019～2025年度）に変更する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルスの影響により取得期間を見直したため。</li> </ul>

### V 計画書の公表方法

ホームページで公表

### VI その他計画に関連する事項

可動式ホーム柵・エレベーターの整備及びサービス介助士資格取得については、当社の中期経営計画に位置づけられている。

- 注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。